【件名】短期滞在者に関する豪州移民大臣代行のメディア・リリース(新型コロナウイルス (COVID-19) 関連)

【ポイント】

4月4日、豪州移民大臣代行は「新型コロナウイルスと短期滞在者」と題するメディア・リリースを発表しました。豪州に短期滞在査証で滞在する日本人の方にとって重要な内容が含まれますので、概要をお伝えいたします。

正確な内容は下記リンク先の原文をご確認ください。

https://minister.homeaffairs.gov.au/davidcoleman/Pages/Coronavirus-and-Temporary-Visa-holders.aspx

【本文】

- 1 豪州国民,永住者等は豪州政府の経済支援(雇用維持給付,求職者手当等)の対象となりますが,短期滞在者は対象とならず,豪州滞在中は自分自身で生活を支えることが求められています。
- 2 就労する権利を持つほとんどの短期滞在者は、オーストラリアの年金 (superannuation) の早期引き出し (access) が可能となります。しかし、今後 6 τ 月間、自分自身の生活を支えることの出来ない方は、ご自身の国に帰国することが強く推奨されます。こうした方々にとって帰国する時は今であり、可能な限り早く準備をするべきです。豪州政府の最優先は豪州国民と永住者です。
- 3 主要な短期滞在ビザに対する変更点及び呼びかけは以下のとおりです。この措置は定期的に見直され、必要に応じ変更されます。
 - (1) ワーキングホリデー (Working holiday makers)
- ア 保健衛生,高齢者・障害者のケア,農業,食品加工,保育等の重要なセクターを支援するため,これらのセクターで働いているワーキングホリデー・ビザ保有者には,同一の雇用主の元での6か月の雇用制限が免除されます。また,現在のビザが6か月以内に切れる場合,これらの重要なセクターで働き続けるためのビザの延長が認められる資格があります。
- イ なお、これからの6か月間、自分自身で豪州での生活を維持する自信がないワーキング ホリデーの方々は、豪州を離れる準備をするべきです。
- (2) 留学生 (International students)
- ア 留学生は、豪州での自分自身の生活を維持するため、家族からの支援、可能な場合はパートタイムの仕事及び自身の貯金に頼ることが推奨されます。
- イ 既に豪州で12ヶ月以上滞在しており、経済的に困窮している学生については、年金 (superannuation) を引き出す (access) ことができます。
- ウ 留学生は、2週間で40時間の就労が認められていますが、高齢者介護施設で働く者、 看護師、主要なスーパーマーケットで働く者は、就労時間が延長されました(スーパーマー

ケットで働く者に対するこの延長措置は、4月30日まで)。

(3) 一時就労ビザ(Temporary Skilled Visa)

ア 2年間または4年間の滞在が認められるこのビザの保持者で、一時帰休の対象となっているが解雇されていない者(those visa holders who have been stood down, but not laid off)はビザの有効性が維持され、引き続き通常の取り決めに従ったビザの延長が出来ます。また、雇用主は、ビザの条件に反することなく就労時間を短縮することが出来ます。 一時就労ビザ所持者は、今会計年度に、年金を1万豪ドルまで引き出すことができます。ウ コロナウイルスが原因で解雇された者は、新しい雇用主を確保できない場合は、現行のビザ条件に従って豪州を離れる必要があります。ただし、4年間のビザ保有者がコロナウイルスの流行後に再雇用された場合、既に豪州で過ごした期間は、永住権申請の要件にカウントされます。

(4) 観光目的の滞在者 (Visitor visa holders)

特に家族の支援が得られない方を含め、可能な限り早く自分の国に戻ってください。

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話:02-6273-3244(代表)

FAX: 02-6273-1848

メール: consular@cb. mofa. go. jp

大使館 HP: https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete